

2 海外発生期

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 国、県等と緊密な連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関して積極的な情報収集を行う。 3) 国からの情報提供等を受けて、県内発生に備えた医療機関への情報提供体制、市民への情報提供体制を確認する。

(1) 危機管理組織（実施体制）

(1)-1 本市の体制強化等

本市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、情報の集約・共有・分析を行う。（情報班）

本市は、県対策本部が設置された場合、市長を本部長とし、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置する。（全部署）

本市は、国が決定する基本的対処方針及び県が決定する対処方針に基づき、市内における対処方針を決定する。（全部署）

本市は、国が基本対処方針を変更した場合は、必要に応じ、市内における対処方針を変更する。（全部署）

本市は、海外において発生した新型インフルエンザ等の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる場合には、国、県と連携して、感染症法等に基づく各種対策を実施する。（情報班、関係各課）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 連携による情報収集等

国、県等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(情報班)

新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、市内医療機関において、新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の知多保健所への届出を求め、全数把握を開始する。

感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、本市のホームページ等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(広報班)

(3)-2 情報共有

国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(情報班)

(3)-3 相談の設置

他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が示す Q&A 等に基づき、適切な情報提供を行う。(救護班)

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせを集約し、必要に応じて国等に報告するとともに、市民が必要とする情報を把握して次の情報提供に反映する。(情報班)

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止策の準備

本市は、国、県と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備える。(救護班)

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 接種体制

(4)-2-1-1 特定接種

国と連携して、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(救護班、職員班)

(4)-2-1-2 住民接種

国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第 46 条に基づく市民に対する予防接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。(救護班)

国の要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、集団接種や妊婦等に対する個別接種等、接種対象者に応じた接種体制を構築する。(救護班)

(4)-3 情報提供

本市は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(広報班)

(5)医療

(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

国が明確にし、随時修正する新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。(情報班)

(5)-2 帰国者・接触者相談センターの周知

県が設置する帰国者・接触者相談センターにおける相談体制の周知を図る。(情報班)

発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。(救護班)

(5)-3 医療機関等への情報提供

国等から提供される、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(情報班)

(5)-4 検査体制への協力

県が病原体の情報に基づき、愛知県衛生研究所において実施する新型インフルエンザ等に対する PCR 等の検査について、県と連携する。(情報班)

(6)社会・経済機能の維持

(6)-1 事業者の対応

市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係各課)

(6)-2 遺体の火葬・安置

県と連携し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置する施設等を確保できるよう要請する。(衛生班、関係各課)